

少子化対策をめぐる最近の動き

(参 考 資 料)

1 経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太方針）（抜粋）

<R1. 6. 21閣議決定>

（1）少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

① 幼児教育・保育の無償化等

2019 年 10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子どもを対象として無償化する¹⁸。0 歳から

¹⁸ 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設

2 歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率 80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子どもの安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を見直すなど、円滑な実施を図る。

⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

結婚支援を引き続き推進するとともに、社会全体で子育てを支えるため、通勤時間の短縮やテレワークの推進、地域や家庭における子育ての担い手の多様化などの取組による、総合的な子育て環境の整備を図り、少子化対策を強化する。これにより「希望出生率 1.8」の実現を目指す。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。「新・

¹⁹ 学習者の就職・転職・キャリアアップ等を目的として行われる実践的なリカレント教育。

²⁰ 複数の高等教育機関で随意修得した単位を累積して加算し、一定の要件を満たした場合、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が大学卒業の資格を認定し、学位を授与する制度。

放課後子ども総合プラン」に基づき、2023 年度末までに放課後児童クラブの約 30 万人分の更なる受け皿整備等を進める。なお、共働き世帯の増加や児童期の多様な学びの必要性の高まりを踏まえ、2019 年中に、放課後児童クラブに期待される様々な役割を把握するための実態調査を行う。

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、新たな子供の貧困対策に関する大綱を作成し、養育費の確保支援を含めたひとり親家庭への総合的な支援や子供の学習支援、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、地域ネットワークの形成等を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組む。

児童福祉司等の確実な増員・ソーシャルワークなどの専門性の強化や処遇改善、医師・弁護士との配置支援の拡充、警察OBの配置促進など児童相談所の体制強化や市町村の子ども家庭支援体制の強化、関係機関間の連携強化、スクールソーシャルワーカー等による学校・教育委員会の体制強化、一時保護の里親を含む受け皿確保並びに一時保護所の環境整備及び職員体制の強化、中核市等への児童相談所設置促進、司法関与の仕組みの適切な運用の促進、AIを活用したツールの開発、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充、職員配置基準の強化を含む児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化など官民の多機関・多職種の連携の強化の下での社会的養育の充実・強化など、これまで推進してきた取組の成果等も踏まえつつ、児童虐待防止対策の総合的・抜本的な強化策³⁴を迅速かつ強力に推進する。

不妊治療への支援、予期せぬ妊娠等により不安を抱えた若年妊婦等への支援、産後ケアの充実などの支援強化に取り組むとともに、妊産婦の負担増につながらない配慮を検討しつつ、妊産婦の診療に積極的な医療機関を増やし、診療の質の向上を図る。また、成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育基本法³⁵に基づく取組を進める。

2 まち・ひと・しごと創生基本方針2019（抜粋）

＜R1.6.21閣議決定＞

（1）個々人の希望をかなえる少子化対策

＜概要＞

出生率や出生率に関連の深い各種指標の状況は地域によって大きく異なっており、その要因や課題等にも地域差があると考えられることから、国全体の少子化対策に係る施策等も活用しつつ、各地方公共団体が地域の実情を踏まえて、結婚、妊娠・出産、子育ての希望をかなえるための地域ごとのオーダーメイドの取組を展開する「地域アプローチ」による少子化対策に取り組んでいく。

従前から推進してきた地域働き方改革を、子育て世代を応援するとの視点で更に強力に推進するとともに、地域コミュニティでの支え合い、まちの魅力向上、地域の潜在的な人材の活躍など、魅力あるまちづくりの視点での取組を推進する。

3 全国知事会

- ・ 少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言
- ・ 困難な環境にある子どもへの支援策の抜本強化に向けた緊急提言
- ・ 児童福祉法の改正についての緊急要望 ＜R1. 5. 17, 21国へ要請＞

4 日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット i n しが

＜R1. 6. 1滋賀県にて開催＞

- ・ 17 県知事が少子化対策や若者世代の希望がかなう環境づくり等について意見交換
- ・ 令和元年5月8日、滋賀県大津市で保育園児等が死傷する交通事故が発生したことを受け、子どもの安全確保対策を政府に要請するとともに、17 県においても対策に全力で取り組む緊急声明を採択

少子化対策の抜本強化に向けた緊急提言

我が国が、将来にわたり活力を維持し成長し続けていくためには、少子高齢化という根本的な課題に真正面から取り組むことが重要ですが、出生数は3年連続で100万人を下回り、政府が掲げる「人口が50年後においても1億人程度の規模を有する」ことが困難と言える危機的な状況となっています。

こうした中、政府が進める全世代型社会保障制度への転換は、子育て世代もしっかりと支えるとともに、すべての子どもの成長を温かく見守り、支えることができる社会の実現を目指すものであり、少子化対策の観点からも極めて重要であることから、社会保障制度の担い手である地方の意見を反映することが必要であると考えます。

こうしたことを踏まえ、少子化対策の抜本強化に向けた下記の内容を緊急に提言します。

1. 結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 地域少子化対策重点推進交付金の拡充と運用の弾力化

- ア 地域の実情に応じた取組を継続・強化し、結婚、妊娠・出産、子育ての希望を叶えるため、当初予算規模の大幅拡充と補助率の引上げ
- イ 結婚支援センターの運営など複数年にわたる同一事業を対象とするなど運用を弾力化

(2) 少子化要因分析手法の研究・開発及び財政支援

- ア 国による少子化要因分析手法の研究・開発とともに、結果を踏まえた事業に裁量性かつ継続性のある助成を可能とする財政支援の実施

2. 結婚の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 地域の実情に応じた取組への支援の充実

- ア AI やビッグデータを活用したきめ細かなマッチングや複数の都道府県間による広域的な出会いの仕組みづくりなどに対する支援の充実

(2) 結婚を応援する経済的支援策の充実・強化

- ア 奨学金返済の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や、奨学金返還支援制度を有する地方公共団体への財政支援など、返済を支援する取組の充実
- イ 結婚新生活支援事業の拡充や要件緩和とともに、結婚する若者の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援
- ウ 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援、非正規職員の正規職員への転換や待遇改善施策の充実

3. 妊娠・出産の希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) ライフプランの形成促進

- ア 諸外国の例を参考にした、国レベルでの妊娠・出産に関する正しい医学的知識の普及・啓発の実施
- イ 企業等によるキャリア形成の支援

(2) 不妊治療等への支援の拡充

- ア 不妊治療の治療日数に応じた休暇制度の創設

- イ 特定不妊治療の助成額引上げや助成回数上限の緩和（例えば第2子以降）、一般不妊治療への助成、不妊治療の保険適用化及びがん患者の治療前精子・卵子の保存や不育症の治療にかかる助成の検討

(3) 出産後の支援の充実

- ア 出産後の支援に対する補助対象の拡充など裁量性かつ継続性のある助成を可能とする財政支援の実施

(4) 小児・周産期医療の充実

- ア 地域医療介護総合確保基金などの財源の安定的確保と、制度の柔軟な活用による人材確保と環境整備
- イ 離島等遠隔地から妊婦健診及び分娩の際に要する交通費負担等への補助制度の創設
- ウ 大学や地域の研修施設への人的・財政的支援による医師確保対策の強化

4. 子育ての希望を叶えるための総合的な支援策の拡充

(1) 子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減

- ア 保育士等の処遇改善や保育士確保のための離職時等届出制度の法制化を含めた待機児童の解消と幼児教育・保育の質の確保を図るとともに、地方に実質的な負担が新たに生じないように、必要な安定的財源を国の責任で確保した上で、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
- イ 家庭で育児を行う世帯へのバウチャー券の配布等、在宅育児世帯等に対する支援制度・仕組みの構築
- ウ 小1の壁をなくし、切れ目なく子育て家庭を応援するため、放課後児童クラブにおける待機児童の解消及び利用料の無償化
- エ 病児保育利用料の無償化に向けた財政支援の実施
- オ 大学等に進学する者に対する給付型奨学金の大幅な拡充や無利子奨学金の基準の緩和
- カ 全ての子どもを対象にした医療費助成制度の創設
- キ 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を未就学児に限らず全て廃止
- ク 子育て世帯の住宅確保への支援、多世代同居や近居型の住まいづくりへの支援など、子育て世帯への低廉で良質な住まいの提供
- ケ 企業における子育て世帯に対する手当の拡充に対する支援
- コ 特定扶養控除の対象拡大・増額
- サ 多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討

(2) 子育て中も就業が可能となる多様な保育サービスの拡充

(待機児童の解消に向けた対策の抜本強化と加速化)

- ア 「子育て安心プラン」の実行に要する財源の確保及び着実な実施に向けて、保育士等の処遇改善とキャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、資格試験の機会の拡充、看護師等免許保持者の届出制度と同様の制度導入等による潜在保育士の就職・再就職支援の強化
- イ 保育士修学資金貸付事業等の当初予算化及び継続的実施のための財政措置
- ウ 保育の質の確保を含めた受け皿の拡大と多様な保育サービスを確保するための保育士配置への十分な財政措置

エ 保育士等の離職を防止するための働きやすい職場づくりや業務負担の軽減などの就業環境の向上

オ 保育所等の整備に関する地方への財政的支援の確実な確保及び土地利用に関する税制優遇措置の創設

(病児保育事業などの保育サービスの拡大)

ア 病児保育事業に係る医師や看護師、保育士の人材確保、スキルアップへの支援及び安定的運営に必要な基本分単価の増額、広域連携によるサービスの提供と利便性の向上に対する制度面・財政面での支援

イ 放課後児童支援員等の処遇改善など放課後児童クラブへの支援の充実

ウ 保育所等における医療的ケア児の受け入れのための財政支援の充実

5. 働き方改革実行計画に沿った対策の着実な実行

(1) 若者の労働環境の改善

ア 若者の安定した雇用に向けた就職支援・職場定着支援

イ 非正規職員の正規職員への転換や待遇改善策の充実

(2) 仕事と子育ての両立に向けた働き方の見直し

(男性の育児参画を促進する仕組みの導入と仕事と子育てを両立できる職場環境づくり)

ア 育児休業制度の拡充等と制度利用促進への支援

日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討、(その際に育児休業取得期間の延長もしくは育児休業給付金の支給割合の引上げを選択できる制度を検討)、育児休業の分割取得制度、短時間勤務に伴う収入減に対する支援、育児休業取得者の代替要員確保に対する支援の拡充

イ 長時間労働の是正

ウ 時間単位年次有給休暇など柔軟な労働時間制度やテレワークなど柔軟な働き方の企業への導入促進

エ イクボス(仕事と生活の調和推進リーダー)の取組の推進

オ 配偶者の出産直後の休暇を含む休暇制度の充実と制度を利用しやすい職場風土の醸成

カ 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の推進

(キャリア形成に対する支援の拡充)

ア 育児休業中の従業員のスキルアップや早期の職場復帰をサポートする企業・団体への支援

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の拡充、テレワークなど柔軟な働き方がしやすい環境整備

ウ 出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職、再就職できる仕組みの構築を図るなど、女性の復職・再就職への支援の拡充

エ リカレント教育の受講支援及び就業支援のための情報発信

オ 育休中も勤務を継続しているとみなす昇給制度等を導入した企業への支援の検討

6. 子ども・子育て支援新制度に必要な財源確保と更なる質の向上

(1) 子ども・子育て支援新制度の完全実施に向けた1兆円超の財源の確保

(2) 新制度に係る様々な課題の改善方策などの継続的な検討

7. 子どもと子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) シニアや学生など多様な担い手による地域の子育て支援の充実

- ・地域の子育て支援へのシニアや学生等の参画促進

(2) 子育て世帯を想定した社会づくり

- ・子育て世帯へ配慮した取組を実施する地域・企業・団体への支援の充実

(3) 子育てのポジティブキャンペーンの展開

- ・子どもに寛容な社会風土の醸成

令和元年5月17日

全国知事会 会長

埼玉県知事 上田 清司

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

山口県知事 村岡 嗣政

困難な環境にある子どもへの支援策の抜本強化に向けた緊急提言

現在、およそ7人に1人の子どもたちが、貧困の状態にあると推計されるなど、子どもたちは、生活の困窮という経済的要因のみならず、家庭における教育力の低下や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、本人の努力の及ばぬ中で、その有為な将来が閉ざされてしまいかねない大変厳しい状況にあります。

また、児童相談所の児童虐待相談対応件数は13万件を超え、千葉県野田市で小学4年生女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案が発生するなど、重篤な児童虐待事案が後を絶たない深刻な状況にあります。

こうした中、国においては、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しに向けた検討が進められ、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定や児童福祉法等の一部改正に取り組んでいるところであり、都道府県においても、地域の実情に応じたきめ細かな支援に全力で取り組んでいるところです。

今後、国と地方が一体となり、困難な環境にある子どもたちへの支援を加速させ、すべての子どもの安心と希望を実現するために、下記の内容を緊急に提言します。

1. 子どもの貧困対策の強化

<学校等をプラットフォームとした支援策の充実・強化>

(1) 教職員定数の拡充

- ・少人数・習熟度別指導など個に応じたきめ細かな学習指導の充実や、小中学校等における生徒指導の強化などに向けた教職員定数の更なる拡充

(2) 教育相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充・待遇改善のための十分な財源の確保及び人材の確保

(3) 放課後等における学習の場の充実

ア 放課後等における学習支援の充実に必要な財源の確保

イ 放課後児童クラブ利用料の無償化

ウ 生活困窮世帯等の子どもたちに対する学習支援について、国庫補助の事業費上限の撤廃、補助率の引上げなど財政支援の強化

(4) 地域と学校との連携・協働の強化

- ・地域学校協働活動を通して、地域社会全体の教育力の向上に必要な財源の確保

(5) 子どもの居場所の確保・充実

ア 家庭、学校に次ぐ第三の居場所となる「子ども食堂」などへの財政面も含めた包括的な支援

イ 子ども食堂への全国レベルでの食材供給の仕組みの構築

<義務教育段階における就学援助>

- ・市町村が実施する準要保護児童生徒に係る就学援助が、財政状況に拠って対象者の範囲や要件が制限されないための財源の確保

<進学に向けた支援>

(1) 低所得家庭に対する教育費負担軽減施策の充実・強化

ア 高等学校等就学支援金に係る低所得者に対する加算支給額の拡充

イ 単位制高校進学者や休学に伴い修業年限を超過する者等に対する支給制限、支給月数の制限の解消など高等学校等就学支援金の拡充

ウ 私立学校の授業料無償化の実現

エ 高校生等奨学給付金の更なる充実、大学等に進学する者に対する給付型奨学金の大幅な拡充など、高校・大学・専門学校等に関する教育負担軽減施策の充実・強化

＜住まい・就労・生活への支援＞

(1) ひとり親家庭への支援策の更なる拡充

ア 高等学校卒業程度認定試験や自立支援教育訓練のための講座期間中の生活支援策の創設、高等職業訓練促進給付金の支給額の増額など資格取得及び技能習得支援策の拡充

イ 児童扶養手当額の増額及び所得制限の引き上げや、多子加算額の支給額遡減措置の撤廃

ウ 医療費助成制度の創設

エ ひとり親家庭に対する医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止

オ 養育費確保に向けた公的な支援制度の検討

カ 民間アパート等を活用した母子保護の実施に対する補助制度の創設

(2) 母子父子寡婦福祉資金及び生活福祉資金の更なる充実

ア 母子父子寡婦福祉資金に係る連帯保証人なしの場合の貸付利率の引き下げ、生活福祉資金に係る所得制限の引き上げ

イ 両資金の貸付限度額の引き上げ

＜都道府県の子どもの貧困対策計画等への支援＞

(1) 国主体の子どもの貧困の実態調査の実施と情報提供

・貧困の世代間連鎖の解消に向けた支援に当たっては、対象となる子供の把握が困難なことや、都道府県別の「相対的貧困率」や「子どもの貧困率」等のデータがなく施策効果を図る適当な指標がないことから、国の責任において、世帯や子どもの実態を把握する仕組みの構築や全国統一的な基準を用いた指標の設定などを行い、都道府県別のデータを提供すること

(2) 地方が取り組む子どもの貧困対策への継続的な財政支援

・平成 30 年度予算で当初予算化された「地域子供の未来応援交付金」について、地域での取組をより効果あるものとしていくために当初予算規模の拡大を図るとともに、対象事業を拡大し、地域の実情に応じてより使い勝手の良い交付金となるよう運用の弾力化とともに事業の恒久化を図ること

(3) 市町村の役割強化

・市町村における取組が進められるよう、子どもの貧困対策における市町村の役割を明確にするとともに、国において必要な財源の確保など十分な支援措置を講じること

2. 児童虐待防止対策の推進

＜未然防止のための支援策の充実＞

(1) 就学前の子どもの保護者への個別支援の充実

ア 保育所等において保育だけでなく、子どもとの関わり方についての助言など親への支援も行う保育士等の配置に要する財政支援の強化

イ 子どもの状況を適正かつ円滑に小学校に引き継ぐなど、生活面で課題を有する家庭と関係支援機関とをコーディネートする人材を保育所等において確保する仕組みの導入

(2) 親支援・親育ての促進

ア 乳幼児期から学齢期までの子どもを持つ親育てプログラムの開発・普及や家庭の教育力の向上への支援

イ 乳児院などを活用し、親子が共に生活をしながら子育てを学ぶことができる制度の構築

＜母子保健から児童福祉までの切れ目のない支援体制構築＞

(1) 児童相談所の体制強化

ア 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門的人材の育成確保及び必要な財源の確保

イ 弁護士、医師及び保健師の配置に向けた十分な確保対策と財政支援等の強化

ウ 児童虐待対応事案の支援となるＡＩ開発等、先駆的な取組の推進

(2) 市町村の子ども家庭相談体制の強化

ア 全市町村への子ども家庭総合支援拠点の整備促進に向けた専門的人材の育成確保及び必要な財源の確保

イ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての専門性の確保に向けた人材育成、財政支援等の強化

(3) 子育て世代包括支援センターの設置促進

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の全国展開に向けて、設置を促進するための専門的な人材及び必要な財源の確保

＜関係機関等との連携強化によるきめ細かな支援体制づくり＞

(1) 関係機関間の連携強化

ア 児童相談所と市町村の情報共有を効率的に行う全国共通情報連携システムの整備

イ 児童相談所と警察との円滑な連携強化に向けた警察ＯＢの常勤的な配置や警察職員の出向を進めるとともに、配置に必要な財政支援の拡充

(2) 子どもや家庭を見守り育む地域づくりの推進

ア 地域福祉の中心的な役割を担う、民生委員・児童委員の活動費用の充実

3. 「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づく家庭養育優先原則の実現

(1) 社会的養育の充実

ア 家庭養育優先原則に基づく里親養育支援体制の整備の強化

イ 里親制度や養子縁組に関する普及啓発と財政支援の拡充

ウ 地方の実情に応じて柔軟に対応できるよう、フォスタリング機関の取組を支援

エ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化や、親子関係改善のための通所指導に取り組むといった多機能化などに対応するためには、人材の確保が不可欠であることから、国において主体的に取り組むとともに、施設の安定的運営や施設整備に必要な財源の確保を図ること。

(2) 児童養護施設等の自立相談支援体制の強化

ア 児童の自立支援を専門に担当する常勤職員を最低基準として配置するための財政支援の拡充

令和元年 5 月 17 日

全国知事会 会長

埼玉県知事 上田 清司

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

山口県知事 村岡 嗣政

児童福祉法等の改正についての緊急要望

児童相談所の児童虐待相談対応件数は13万件を超え、相談内容が複雑・困難化しており、初期の段階から適切に対応していくには、児童相談所の体制強化等が急務となっています。

こうした中、児童虐待にかかる児童福祉法等の改正については、5月10日から国会審議中ですが、この法改正が地方の実情を踏まえ、実効性の高い児童虐待防止対策として円滑に推進できるよう、下記の事項について緊急に要望します。

1 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の増員について

児童福祉司の増員については、平成31年4月1日に児童福祉法施行令が改正され、改正後の配置基準による児童福祉司数を確保することが困難な事情があるとして、経過措置が設けられており、それを前提に採用活動が始められている。また、急激な採用数増は人事構成のバランスを崩すなど、かえって児童相談所の専門性や質の低下を招きかねないため、現時点で増員時期を前倒しすることは現実的ではなく、現行政令に定める経過措置が必要であること

(2) 児童心理司の配置について

児童心理司の配置基準を政令で定めるに当たっては、児童心理司の配置状況等を踏まえ、適切な経過措置を設けるとともに、十分な確保対策並びに財政措置を講じること

(3) 弁護士、医師及び保健師の配置について

弁護士、医師及び保健師の配置については、地方によっては偏在が大きく、虐待等に精通した人材の確保が非常に困難である状況に鑑み、非常勤や兼務による配置を認めるなど、地域の実情に沿ったものとし、国の責任において、十分な確保対策並びに財政措置を講じること

2 児童相談所の設置基準

(1) 児童相談所の管轄区域について

児童相談所の管轄区域については、考慮すべき社会的条件は都道府県によって大きく異なり、地域の実情にあった児童相談所の配置が望ましいことから、設置基準は、「参酌すべき基準」とすべきである。なお、児童相談所の設置基準を「標準」とすることは、地方の主体的な判断の余地をなくし、地方を縛る方向となり、地方分権に逆行するもので、受け入れられないこと

(2) 中核市及び特別区の児童相談所設置について

中核市及び特別区の児童相談所設置義務化については、現状では、専門的人材の育成・確保や財政措置等が全ての中核市等において十分にできるのか大いに懸念されているところであり、それぞれの自治体が地域の実情等で総

合的に判断して決めるべきである。今後、中核市等における児童相談所の設置を進めるにあたっては、適切な運営が可能となるかどうか、国と地方の間で十分な協議を行うこと

3 児童相談所の業務

(1) 児童相談所の安全確保の明文化について

児童相談所の業務として、児童の安全確保を明文化するに当たっては、市区町村をはじめとした関係機関との役割分担や連携の在り方についても運営指針等に併せて示すこと

(2) 児童の意見聴取について

児童相談所が施設入所等の措置をする際の児童の意見聴取については、児童の年齢等によっては、意見を聴くことが困難な場合や児童の負担になる場合があること、児童自身が反対すれば児童の安全確保のための適切な保護ができなくなることから、これまで同様に運用上の取扱とすること

(3) 転居前後の措置解除の制限について

転居前後の措置や措置解除の判断は、児童相談所において当該児童等の状況を総合的に診断して判断するものであり、細かな業務内容の法定化は状況の変化に応じた柔軟で素早い対応が困難になる可能性があるため、運用上の取扱とすべきであること

(4) 児童相談所業務の評価について

児童相談所の行う業務の評価による質の向上については、児童相談所の負担が過重とならないよう、評価項目や評価機関等について、現場の実情や意見等を十分反映したものとする

(5) 都道府県の要保護児童対策地域協議会への調整担当者の配置について

要対協を設置している都道府県のうち、約半数では調整担当者を配置していない。調整担当者の主な役割は、支援対象児童等の状況を定期的に確認し、支援の内容の見直しが行われるよう調整を行うなど個別ケースの調整であり、市町村では必要でも都道府県の要対協ではその必要性は低いことから、配置を義務化すべきでないこと

令和元年 5 月 21 日

全国知事会 会長

全国知事会 次世代育成支援対策プロジェクトチームリーダー

埼玉県知事 上田 清司

山口県知事 村岡 嗣政

子どもの安全確保に関する緊急声明

令和元年5月8日に、滋賀県大津市内の県道交差点において、歩道上で信号待ちをしていた園児等の集団に交差点内で衝突した自動車がつっ込み、園児2名が死亡、1名が重体、保育士を含む13名が重軽傷を負った大変痛ましい事故が、また5月28日には、川崎市で小学生が通学途上で殺傷事件に巻き込まれるという事件が発生した。将来世代を応援する私たちも深い悲しみを覚える。心より御冥福をお祈りするとともに被害に遭われた皆様方に心よりお見舞い申し上げます。

日頃から、私たちは各関係機関とともに、交通事故防止や犯罪から子どもを守る取組に地域をあげて努めているところであるが、今般、この痛ましい事故や事件が発生したことを重く受け止め、これまでの取組を見直さなければならないとの危機感を共有するとともに、改めて、将来を担う大切な存在である子どものかけがえのない命を社会全体で守っていくとの認識で一致した。

このような悲劇が二度と繰り返されることなく、子どもが、未来に夢を持って安全に安心して健やかに育っていくことができるよう、政府に対し抜本的な対策を求めるとともに、社会全体で将来世代を支援する仕組みを構築することを目的に団結した私たち17県の知事自身が先頭に立って、子どもの安全確保に向けた対策に全力で取り組む決意である。

令和元年(2019年)6月1日

日本創生のための将来世代応援知事同盟

